

議 会

【プラン基本目標4】

	区内事業所調査
啓発記事	・若年層の女性をとりまく暴力や犯罪への注意喚起・予防 ・女性に対する暴力をなくす運動期間の普及・啓発
事業開催告知・参加者募集	・ワーク・ライフ・バランス・セミナー ・女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業
事業実施報告	・意見交換会 ・ワーク・ライフ・バランスセミナー

2 意見交換会の開催

【プラン基本目標4】

墨田区男女共同参画推進委員が、男女共同参画社会の実現について区民等の意見を聴取し、墨田区男女共同参画推進委員会において区の施策につながる意見を発言していただくため、区民等との意見交換会を実施した。

令和6年11月16日（土）午後2時～4時

会場：すみだ共生社会推進センター ホール

テーマ：人生100年時代

シニアライフでも充実した毎日を送るために知っておきたいこと

講師：野原 慎太郎氏

対象者：区内在住・在勤・在学、テーマに関心がある方 どなたでも

参加者数：12名 一時保育：0名

3 固定的な性別役割分担意識の解消

【プラン基本目標1 施策の方向（1）】

男女共同参画に関するリーフレットの配布

配布対象：区内中学3年生（1,340名程度）卒業式前、
20歳向け（1,450名程度）はたちのつどい

添付物：中学3年生向け・・・男女共同参画啓発冊子、男女共同参画のためのチェック
シート、デートDV防止カード

20歳向け・・・男女共同参画啓発冊子、デートDV防止カード

4 配偶者等からの暴力の防止・早期発見・被害者支援

DV防止相談カードの配布・配置

【プラン基本目標3 施策の方向（1）】

カード配布・配置依頼先、枚数

- ・墨田区医師会 190セット（DV相談カード20枚＋デートDV防止カード10枚）
- ・墨田区歯科医師会 150セット（DV相談カード20枚＋デートDV防止カード10枚）
- ・墨田区薬剤師会 90セット（DV相談カード20枚）
- ・墨田区民生委員・児童委員約200セット
（墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）概要版1部＋DV相談カード5枚）
- ・区庁舎内各トイレ（DV相談カード・デートDV防止カード適宜、「女性に対する暴力をなくす運動」ステッカー1枚）
- ・区出先施設

（38か所 DV相談カード約2,400枚）

※すみだ共生社会推進センターの名称変更に伴う差し替え含む

5 就業及び中小企業・商工業における男女共同参画の推進

（1）ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催

【プラン事業番号66】

- ①「企業に求められる 性の多様性への理解とハラスメント対応
～誰もが安心して働ける職場をつくる～」

日時：6月14日（金）・21日（金） 午後2時～4時

会場：すみだ共生社会推進センター ホール

対象者：区内企業経営者の方、人事労務担当者の方、テーマに関心のある方

内容：【1日目】性の多様性への理解と企業が注意すべき点

- ・LGBT、SOGIとは
- ・国内のLGBT等に関する動向（「東京都パートナーシップ宣誓制度」「LGBT法等」）
- ・職場におけるLGBT、SOGIハラスメント関連の裁判例
- ・人事・労務管理上の問題点と企業に求められる対応

【2日目】ハラスメント（カスハラ含む）から社員を守るための対応策

- ・セクハラ、マタハラ、パワハラ等
- ・国内のカスハラ等に関する動向
- ・カスハラ等関連の裁判例
- ・企業に求められるハラスメント防止対策

講師：弁護士 今津 幸子氏

参加者：77名

共催：東京都労働相談情報センター亀戸事務所

②「～働き続けるあなたへ～女性のヘルスリテラシーを高め、いきいきと働くために」

日時：9月11日（水）・18日（水） 午後2時～4時

会場：江東区亀戸文化センター 第1・2研修室

対象者：労働者、テーマに関心のある方

内容：【1日目】ヘルスリテラシーの向上のために必要な基礎知識

- ・女性のライフステージと女性ホルモンの変化
- ・女性の健康課題についての基礎知識
- ・ヘルスリテラシーとは
- ・なぜヘルスリテラシーを高める必要があるのか

【2日目】ヘルスリテラシーを高め、働き続けるためのコツ

- ・ヘルスリテラシーを高めよう
- ・妊娠、出産、育児、介護、キャリアアップなどとヘルスリテラシー
- ・いきいきと働き続けるために医療やフェムテックを上手に活用しよう

講師：株式会社リンケージFEMCEL事業責任者／

特定非営利活動法人日本医療政策機構フェロー 今村 優子氏

参加者数：1日目：32名 2日目：37名

共催：東京都労働相談情報センター亀戸事務所

③「いまさら聞けない？今からでも間に合います！～労働契約の考え方と労働法改正のきも～」

～労働契約の考え方と労働法改正のきも～

日時：令和7年2月13日（木） 午後2時～3時半

会場：すみだ共生社会推進センター ホール

対象者：企業経営者・管理職・人事労務担当者、テーマに関心のある方

内容：これからの雇用（労働）契約の考え方、最近の労働法の改正内容 など

講師：特定社会保険労務士 小川 美玲氏

参加者：16名

（2）女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業

【プラン事業番号68】

令和6年度：区内事業者1社3回派遣

（3）女性デジタルカレッジ事業（基礎及び応用コース）

【プラン基本目標2施策の方向(2)】

オフィスソフト等の基礎講座を実施し、女性の再就職支援をする。

日時：令和6年11月11日～11月29日（土・日除く） 午前10時～午後3時

会場：すみだ産業会館 会議室5

参加者：12名 保育：3名（会議室3）

6 意思決定過程への女性の参画推進

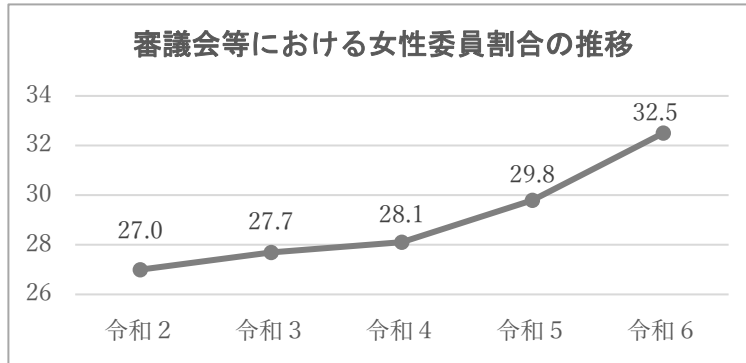
【プラン事業番号87】

（1）審議会等への女性委員の任用拡大への働きかけ

審議会等への女性委員の任用拡大に対する働きかけを文書等で行った。

対象：全所管課に通知

（各年度4月1日現在）



●附属機関（地方自治法に基づく審議会等）

●設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

※上記を合わせたもの。令和6年度より、充て職のみで構成する審議会等を除く。

（2）女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表

- ① 審議会等における女性委員任用調査（内閣府・東京都の調査）……5月（毎年実施）
- ② 公表先：区ホームページ、墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書

7 区役所における男女共同参画への意識高揚及び女性登用の促進

啓発誌「きらめき」の庁内イントラ配信

【プラン基本目標1 施策の方向(1)】

- ① No.77 6月発行
 - ・男女共同参画推進プラン（第6次）を策定しました
 - ・審議会等への女性委員の登用について
 - ・男女共同参画週間
- ② No.78 3月発行
 - ・意見交換会について
 - ・ワーク・ライフ・バランスセミナーについて

8 男女共同参画推進のための庁内進行管理

男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（毎年実施）

- ① 4月：施策に係る事業所管課による自己評価の実施
- ② 10月：調査結果と評価の公表

男女共同参画推進プラン進捗状況報告書発行

（200冊作成：関係各課、議会（データ）、区施設、国、都、都内区市町村配布）

●令和7年度 事業計画

男女共同参画担当事業

1 主な事業

(1)「男女共同参画推進プラン（第6次）」の事業評価と施策の推進

① 4～5月：墨田区男女共同参画推進プラン令和6年度進捗状況調査（所管課評価）

※令和6年度実施事業について、男女共同参画の視点からの指標に基づく所管課評価を行う。

② 6～8月：推進委員会による第三者評価実施

※所管課のプラン進捗状況報告（評価含む）を総合的に評価し、プランの実効性を高める。

③ 9～10月：男女共同参画推進プラン進捗状況報告書の作成

※条例第12条に基づき、プランの進捗状況について報告書を作成し、HPへ掲載する等区民に公表する。

(2) 意見交換会の開催

墨田区男女共同参画推進委員が、男女共同参画社会の実現について区民の意見を聴取し、その上で男女共同参画推進委員会において区の施策に繋がる意見をいただくことを目的に、区民との意見交換会を実施する。

2 会議

(1) 墨田区男女共同参画推進委員会

年4回

(2) 墨田区男女共同参画推進本部会議

年2回

(3) 墨田区男女共同参画推進本部幹事会

年3回

(4) 墨田区男女共同参画苦情調整委員会

案件発生毎に開催

(5) 墨田区女性活躍推進協議会

年1回以上、推進委員会にあわせて開催

3 DV（ドメスティックバイオレンス）防止に係る対応 【プラン基本目標3施策の方向(1)】

(1) DV防止・啓発活動

DV防止相談カードの医療機関等への配布、区公式HPや啓発紙への掲載を通じて、DVの早期発見への意識啓発に努める。

(2) DV防止連絡会を庁内会議として開催

区の様々な事業を実施する過程でのDV被害者の情報漏えいの防止を徹底するため関連する部署の情報交換及び意思統一の場とする。

4 啓発

(1) 区報・区公式HP、CATV、Facebook、X、LINE等による情報発信【プラン事業番号1】

(2) 職員向け啓発紙「きらめき」の発行（9月・3月）【プラン基本目標1施策の方向(1)】

(3) 正しく理解するための情報発信等の実施【プラン事業番号30】

(4) 職員、教職員への意識啓発【プラン事業番号31】

(5) 区内事業所向けワーク・ライフ・バランス講演会の実施【プラン事業番号66】

(6) 審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大への働きかけ【プラン事業番号87】

5 アドバイザー派遣事業（令和元年度から実施）【プラン事業番号68】

女性の活躍推進、働き方改革及びワーク・ライフ・バランス推進に係る取組を実施又は計画する区内中小企業が、専門家の助言・指導を必要とする場合、アドバイザーを派遣する。

（1）対象企業

墨田区内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する労働者が100人以下の企業

（2）派遣業務具体例

- ・意識啓発、助言及び法律等の情報提供
- ・職場環境整備に向けた提案
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成に向けた助言・指導 他

（3）実施時期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（申し込みは令和7年12月26日まで）

（4）PR

- ・区報、区公式HP、Facebook、X、LINEへの掲載、チラシを区施設、区内官公署等へ配布、すみだビジネスサポートセンターとの連携

6 調査

審議会等における女性委員任用調査〔内閣府・東京都の調査〕（6～7月）